

奈良県告示第百二十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成三十年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
生駒市立病院	生駒市東生駒一丁目六番地二	平成三十三年六月三十日